

○ 西いぶり広域連合職員の退職手当に関する条例

平成 12 年 3 月 28 日

条 例 第 2 3 号

(目的)

第 1 条 この条例は、本広域連合職員の退職手当に関する事項に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(室蘭市条例の準用)

第 2 条 この条例の施行については、室蘭市職員の退職手当に関する条例（昭和 28 年室蘭市条例第 26 号）の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。